

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:18	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	28年度目標
27番号:19				
<p>労災特別介護援護経費</p> <p>&lt;事業概要&gt; 高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設の運営を行う。 (担当:労働基準局労災保険業務課)</p>	27年度目標	<p>アウトプット指標については、受託者と連携し入居率向上のための取組を行った結果、新規入居者数は25年度の51名、26年度の57名に対し27年度は65名と改善したが、死亡や長期入院による退去者数も26年度の57名を上回る64名となった。この結果、27年度の平均入居率は、26年度から0.1ポイント改善したものの、89.3%と目標には到達しなかった。</p>	<p>アウトプット指標はわずかに目標に届かなかったことから、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行う。さらに当課としても本事業について、①全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じ職員へ周知し、年金支給決定時に職員から入居者に対する説明及び周知を実施すること等、②全都道府県の障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対し本事業を紹介すること等をそれぞれ依頼するなど、入居率向上のための取組を引き続き行う。 平成29年度以降の次期調達においては、受託者に対し、自己都合により退去する者について可能な限り具体的な退去理由を把握し、定期的な報告を行うことを求める予定としている。当該理由を分析し必要な対応を行うことで退去者の抑止を図り、上記の取組と併せ改善を行ってまいりたい。</p>	【アウトカム指標】 入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。
	27年度実績			<p>年平均入居率: 89.3% ※700(年平均入居者数)／784名(入居定員数)</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号: 24-1	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号: 28-1	【アウトプット指標】			
<p>安全衛生啓発指導等経費</p> <p>&lt;事業概要&gt; 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。</p> <p>(担当: 労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で全都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。</p>	<p>都道府県労働局安全衛生専門家会議について2県開催できていない。その理由は次の通り。</p> <p>1県については、開催日当日に大雪が降ったため、会議は開催できなかったが、後日資料を送付して、別途委員より意見を求め、安全衛生施策に反映させた。もう1県については、3月に開催する予定で日程調整を行ったが、委員より春闘等を理由として3月開催は避けてもらいたい旨申し出があり、専門委員と相談の上、開催時期を平成28年6月にずらすこととなったため、平成27年度中の開催は出来なかった。ただし、平成27年度中、安全衛生労使専門家会議とは別に、使用者代表委員所属の団体及び労働者代表所属の団体とはそれぞれに行政運営についての意見を伺う機会があり、聴取した意見等については、安全衛生施策に反映させた。</p>	<p>余裕を持って日程調整を行い、年度中安全衛生専門家会議を開催できるようにするとともに、万が一、日程が整わない場合や悪天候で会議を開催できない場合であっても、あらかじめ資料を準備し、書面により確実に労使専門家の意見を聴取するよう手配する。その上で、引き続き事業の適正な運営に努める。</p>	<p>【アウトカム指標】 都道府県労働局安全衛生労使専門家会議等を通じて聴取した労使専門家の意見を安全衛生施策に反映させる。</p>
	<p>27年度実績</p> <p>全国安全週間・全国労働衛生週間を実施し、安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に推進できた。また、2県を除き全国の全都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催した。</p>			<p>【アウトプット指標】 安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する等して労使専門家の意見を聴取する機会を設ける。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:26-4	未達成の指標		理由	改善事項	28年度目標
27番号:30-4	【アウトプット指標】				
<p><u>職業病予防対策の推進（東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援）</u></p> <p>&lt;事業概要&gt;            ・以下の取組を行う            ①原子力施設内における災害時の医療ネットワークの永続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営、②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修を実施、③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催、④労災被災者搬送訓練等の実施            ・2つの原子力施設を対象に、①、③、④を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」として実施し、②を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」として実施する。            （担当:労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室）</p>	27年度目標	<p>①専門人材育成研修を計4回実施する。            ②専門人材の導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確保する。</p>	<p>専門人材育成等事業について、入札不調により契約が10月中旬となった。また、新規事業であり、研修テキストを有識者が新規に作成するための十分な期間も必要であった。これらにより研修募集案内が平成28年1月以降に遅れてしまい、受講者の十分な確保が難しかった。</p>	<p>平成28年度の専門人材育成等事業は、4月に契約を行っており、また研修テキストも27年度作成テキストをリバイスすることから短期間で作成できる。それにより、早い時期から受講案内を行うことで、研修実施回数、受講者数を確保出来る見込み。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>            被災労働者搬送訓練後及び専門人材研修後のアンケートで「有意義」等が70%以上を達成する</p>
	27年度実績	<p>①3回の研修を実施した（医療2回、放射線管理1回）。            ②修了者が22名であった。</p>			<p><b>【アウトプット指標】</b>            ①専門人材育成研修を計4回実施する。            ②専門人材の導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確保する。            ③被災労働者搬送訓練を2つの原子力施設で実施する。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:28	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:32	【アウトプット指標】			
<p><b>職場における受動喫煙対策事業</b></p> <p><b>&lt;事業概要&gt;</b>            (1)行政経費            受動喫煙防止対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。            (2)委託費            ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。            ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。            (3)補助金            中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。            (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>(2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成26年度実績に対し5%以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成26年度実績に対し1割以上増加させる。            (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成26年度実績に対し15%以上増加させる。</p> <hr/> <p>27年度実績</p> <p>(2)1か月当たりの①実地指導数は8.2件/月(前年度比11.7%減)、②平均貸出し件数は60.3件/月(前年度比4.9%減)であった。            (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数は46.7件/月(前年度比2.9%増)であった。</p>	<p>事業開始5年度目であり、事業内容が浸透してきたこと、また平成27年6月から、職場の受動喫煙防止対策を事業者の努力義務とする労働安全衛生法の一部改正法が施行されており、受動喫煙防止対策に対する事業者の関心が高まったことで、本事業が対象とする中小企業における事業の認知度や受動喫煙対策に対する意識が向上してはいるものの、一部において申請内容に不適切な事案が見受けられたことを受け、審査をより厳格に行うようになったことから、年度内の事業完了が困難として申請を取り下げたり、事業の実施を途中で取りやめ、次年度に回した事案が、例年より多く発生した。</p>	<p>事業の活用実績について、さらなる向上を目指して、引き続きリーフレットや説明会を活用した周知啓発活動を粘り強く実施し、また、特に、小規模事業場に対して働きかけを強化するため、(2)委託費①の業務で、企業や団体の研修、会合に講師を派遣して集団指導を行うことに重点化するなどの必要がある。さらに、補助金についても、「受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、助成金の適正化に向けた指標を明確化するとともに、受動喫煙防止対策が進みにくい業種や小規模事業場について補助金利用がしやすくなるような仕組みを検討する必要があると考えられる。なお、アウトプット指標については、審査の厳格化により申請取り下げ等に至った件数等を踏まえて、今後の利用ニーズを勘案した適正水準とする必要がある。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>            ①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。</p> <hr/> <p><b>【アウトプット指標】</b>            (1)各都道府県で平均2.5回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。            (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成27年度実績に対し10%以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成27年度実績に対し5%以上増加させる。            (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成27年度実績に対し10%以上増加させる。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:36	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:41	【アウトプット指標】			
<p><u>過労死等防止対策推進経費</u> <u>【28年度重点目標管理事業】</u></p> <p>&lt;事業概要&gt; 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <p>①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催)を実施する。 (担当:労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)</p>	<p>27年度目標</p> <p>過労死等防止対策推進シンポジウムを全国29箇所で開催し、参加者数を計4,500人以上とする。</p> <hr/> <p>27年度実績</p> <p>過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績: 全国29箇所で開催、参加者は計3,075人(参加率: 68.33%)</p>	<p>事業実施初年度であったことから、</p> <p>① 各開催地において連携する民間団体との調整等に時間を要し、開催に係る周知期間が短くなった開催地もあること</p> <p>② 参加することについての関心が得られなかったこと</p> <p>③ 参加見込み者数の設定が大括り(300人、200人、100人)であったこと</p>	<p>① 28年度新規に開催する地域もあるため、開催調整の時間を確保するため委託事業の契約締結を1ヶ月早めた(6/1→4/27)</p> <p>② 講師、講演内容を変更するなどの参加することについての関心を得られる工夫を行う</p> <p>③ 平成27年度実績において、参加者数が多かった会場の周知方法(ダイレクトメール等)の導入</p> <p>④ 当日参加可能の旨の周知</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b> 過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする</p> <hr/> <p><b>【アウトプット指標】</b> 過労死等防止対策推進シンポジウムを全国43箇所で開催し、参加者数を計4,720人以上とする。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:38	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:43	【アウトプット指標】			
<p>治療と職業生活の両立等の支援対策事業 【28年度重点目標管理事業】</p> <p>&lt;事業概要&gt; 労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針（ガイドライン）を作成する。</p> <p>（担当：労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）</p>	<p>27年度目標 治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインを用いて、研修会を7回以上開催する。</p> <hr/> <p>27年度実績 治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインを用いて、研修会を1回した。</p>	<p>国のがん対策加速化プランが平成27年12月に示され、本ガイドラインにおいても、がんに関する記載の拡充が必要となり、ガイドライン公表時期が当初予定していた12月から2月となった。そのため、行政からの依頼により研修会については、7回以上を予定していたが1回としたものである（希望を拡大して開催（参加人数100人→300人））。</p>	<p>平成27年度の研修会の回数は少なかったものの、一部マスコミに取りあげられるなど反響は大きかった。今後も、治療と職業生活の両立を支援するために、「疾患別留意事項」や「医師向けマニュアル」等を作成するとともに、これの周知についても、確実に行う必要がある。</p>	<p>【アウトカム指標】 研修会に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインの疾患別手引きを1種類以上作成する。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:40	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:45	【アウトプット指標】			
<p><b>働きやすい職場環境形成事業</b>  <b>【28年度重点的目標管理事業】</b></p> <p><b>&lt;事業概要&gt;</b>  「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(平成24年度)の結果等を踏まえ、  ① 国民及び労使に向けた周知・広報:ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスターの掲示(駅、労働局等)、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、雑誌広告(※平成26年度と同様)  ② 当事者である労使の取組の支援:パワーハラスメント対策導入マニュアルの改訂・普及、参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催(※平成26年度に作成したパワーハラスメント対策導入マニュアルについて、平成27年度はその内容の改訂を行う。)を実施する。  (担当:労働基準局勤労者生活課企画第二係)</p>	<p>27年度目標</p> <p>① ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を90,000件以上とする。</p> <hr/> <p>27年度実績</p> <p>① ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数は81,286件であった。</p>	<p>ポータルサイトへのアクセス数は平成26年度の月平均62,938件と比べると、約30%増加しているものの、サイトへのアクセスの方法や探し方に工夫が必要であった。</p>	<p>より多くの方がポータルサイトにアクセスできるよう、①厚生労働省のホームページに「職場のパワーハラスメント」のページを新設し、ポータルサイトを紹介すること、②パワーハラスメントに関する情報を発信するTwitterに加え、厚生労働省のTwitterも活用し、あかるい職場応援団へのアクセス数の増加を図る。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>  パワーハラ対策取組支援セミナーについて、参加者の80%からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。</p> <hr/> <p><b>【アウトプット指標】</b>  ①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を90,000件以上とする。  ②パワーハラ対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:41	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:46	【アウトプット指標】			
<p><b>建設業等における労働災害防止対策費</b> <b>【28年度重点目標管理事業】</b></p> <p><b>&lt;事業概要&gt;</b>            (1)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図る。            (2)建設業における墜落・転落災害の約8割を占める屋根等の足場以外での様々な高所作業からの墜落災害の防止のため、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進等を図る。            (3)東日本大震災に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災3県に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図る。            (4)建設業における人材不足により、部下の教育指導経験が十分でない職長が作業員の教育指導を行う場面が多くなるため、職長の指導力向上のための再教育を普及していく。            (担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>(4)職長等に対する指導力向上研修会を実施する。(3,420人以上)</p> <hr/> <p>27年度実績</p> <p>(4)職長等に対する指導力向上研修会を実施し、3,382人が参加した。</p>	<p>(4)については、一部で開催地、開催時期の選定が適当でなかったことから、出席率がやや低調だったこと(申込者数:3,995人)や定員割れの研修会がいくつかあったことが未達成の理由としてあげられる。</p>	<p>引き続き適切に事業を実施する。なお、研修会の開催については、申込者数が確保できるよう開催時期及び開催地を検討する。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>            (1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。            (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施の結果、参加者の事業場においてハーネス型安全帯を導入し、又は導入を計画している割合を70%以上とする。            (3)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。            (4)職長等指導力向上研修会を実施した結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。            (5)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。            (6)建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について十分な検討内容を報告書に盛り込む。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b>            (1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。                ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上)            (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会を実施する。(760人以上)            (3)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(2,160現場以上)            (4)職長等に対する指導力向上研修会を実施する。(4,350人以上)            (5)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場以上)            (6)建設工事における安全経費の確保に係る実態をより把握するためのヒヤリング調査を実施する。(80社以上)</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:42	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:47	【アウトプット指標】			
<p>荷役作業における労働災害防止対策経費 【28年度重点目標管理事業】</p> <p>&lt;事業概要&gt; 製造業を中心とした荷主等、陸上貨物運送事業者を対象に、荷役作業の安全対策ガイドラインに係る研修会を開催するとともに、荷主(製造業等)に対して、荷役作業現場の安全診断及び設備設置等の改善指導を実施する。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。</p>	<p>研修会の開催について、受講者の利便性に配慮し、各地域(47都道府県)で開催したことから、目標に近い結果(96.8%)になったが、研修会で用いる荷役作業の安全対策に係る新たな資料の作成が遅れたこと等の影響により、各地域における研修会の開催日程を前広に決定できず、受講者の募集期間が短期間となったため目標値を下回ったものと考えられる。</p>	<p>引き続き適切に事業を実施する。なお、研修会の開催については、事前に広報を十分に行うこととする。開催の決定から開催日までの期間をこれまで以上に長く設定する。</p>	<p>【アウトカム指標】 研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。</p>
	<p>27年度実績</p> <p>研修会には、1,936人が参加した。</p>			<p>【アウトプット指標】 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:49	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	28年度目標
27番号:55	【アウトプット指標】			
<p><u>未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費</u></p> <p><b>&lt;事業概要&gt;</b> 労働災害が多い業種の中 小規模事業場（安全管理 者の選任義務のかからな い労働者数50人未満の事 業場）において、新たに 就労しようとする未熟練 な労働者に対する安全衛 生教育の適切な実施を推 進する。 （1）事業場へのヒアリ ング 中小規模の製造業の事 業場（30事業場）に対し、 未熟練労働者への安全衛 生教育の実態（教育の具 体的内容、時間、使用し ている教材等）及び教育 の実施に際して苦慮して いる点等について、専門 家によるヒアリングを実 施する。 （2）検討会の開催 ヒアリング結果等を踏 まえ、事業場が、危険感 受性の低い未熟練労働者 への教育に当たり、教育 すべき内容等を取りまと め、関係機関等に配付す る。 （担当：労働基準局安全 衛生部安全課）</p>	<p>27 年度 目標</p> <p>検討会を5回開催し、 事業場ヒアリングを 30か所実施する。</p> <hr/> <p>27 年度 実績</p> <p>検討会を4回開催し、 事業場ヒアリングを 18か所実施した。</p>	<p>未熟練労働者である派 遣労働者の製造業での 労働災害が多いことか ら、当初、派遣労働者 の安全管理にも大きく 関係する改正労働者派 遣法の内容等も踏まえ、 約1年間で検討するこ とを想定していたもの の、実際には同法の施 行が平成27年9月30日 となり、その後年度末 までの短期間に、派遣 労働者を含めた未熟練 労働者を対象とし、教 育すべき内容等につ いて検討する必要があ った。このため、当初 想定したスケジュールど おりでの進行が困難と なり、目標を下回った。 なお、アウトプット指 標は目標を下回ったも のの、アウトカム指標 は高評価であることか ら、所要の成果を確保 しつつも、効率的に検 討ができたものと考え られる。</p>	<p>事業の対象業種につ いては、平成27年度には 製造業を対象としてい たものの、平成28年度 には未熟練労働者の労 働災害が多い陸上貨物 運送事業及び商業を対 象として、教育すべき 内容等について検討す る。また、業種が新た に変更されることに伴 い、製造業とは異なる 視点での検討会や事業 場ヒアリングが必要で あることから、検討会 については5回開催し、 事業場ヒアリングにつ いては30か所実施をし、 業種の実態に即した教 育すべき内容等を取り まとめる。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b> 対象となる事業場（陸上貨 物運送事業及び商業）にお いて、未熟練労働者に対す る安全衛生教育の適切な実 施に有益であった旨の評価 を80%以上得る。</p> <hr/> <p><b>【アウトプット指標】</b> 検討会を5回開催し、事業 場ヒアリングを30か所実施 する。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:57	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:61	【アウトプット指標】			
<p><b>産業医学振興経費</b></p> <p><b>&lt;事業概要&gt;</b>            産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。            ①産業医科大学の運営に対する助成            ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営            ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施            ④産業医学に関する研究の促進            ⑤産業医学情報の提供</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>⑤医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。</p>	<p>⑤:これまでの実績を踏まえた情報収集や、学生の意識改革、学習指導、模擬試験等の実施に積極的に取り組み、成績下位学生に夏季、秋季特別学習を実施したが、結果的に成績下位者が不合格となったことが未達成の原因。</p>	<p>⑤:医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化する。特に6年次成績下位者への対応として、一人一人に学習担当教員を決め、担当教員と国試対策小委員会が連携を取りながら、早期から学習習慣の確認を含め頻回に介入し、学習の進捗状況を把握し、適切に指導する。また、総合試験改革として、各講座の教育担当者と総合試験小委員会が国試問題の分析を行い、総合試験の質向上に努めるとともに、合格基準の見直しを検討する。さらに、国試浪人中の既卒者対応として、学習環境を調査した上で、独学の卒業生に対しては入局予定の講座が主体となり、教務部長・医学教育担当教員と連携を取りながら、適切な支援を行う。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>            &lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;            ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。            &lt;学校法人産業医科大学&gt;            ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。            ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。</p>
	<p>27年度実績</p> <p>⑤91.0%</p>			<p><b>【アウトプット指標】</b>            &lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;            ①産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。            &lt;学校法人 産業医科大学&gt;            ①医師国家試験の合格率については、合格率95%以上とする。            ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。            ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:58	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:62	【アウトプット指標】			
<p>第三次産業労働災害防止対策支援事業 【28年度重点目標管理事業】</p> <p>&lt;事業概要&gt; 改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。</p> <p>(担当：労働基準局安全衛生部安全課・労働衛生課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>①個別のコンサルティングについて、小売業で400事業場、飲食店で300事業場の計700事業場以上を指導する。</p>	<p>災害防止団体や業界団体等の協力を得て、各地域で実施したことで、目標を達成した。</p> <p>個別のコンサルティングの実施については、平成26年における休業4日以上死傷者数の増加状況等を踏まえ、急ぎよ、対象業種を小売業から社会福祉施設に変更した。①社会福祉施設の事業場所数は小売業と比較すると1/6程度であり、個別コンサルティングを実施する事業場の選定が難航したこと、②飲食店への個別コンサルティングの作業に割く時間の一部を、社会福祉施設への個別コンサルティングの作業に充当したことから、事業場数が目標を下回った。(休業4日以上死傷/者数の増加状況(H26/H25)：小売業+4.3%、社会福祉施設+5.8%)</p>	<p>腰痛予防対策講習会について、十分な実施回数確保するとともに、引き続き高い評価を得られるよう適切に事業を実施する。</p>	<p>【アウトカム指標】</p> <p>腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p>
	<p>27年度実績</p> <p>①社会福祉施設で330事業場、飲食店では247事業場にコンサルティングを実施し、合計で577事業場となった。</p>			<p>【アウトプット指標】</p> <p>腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:66-1	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:72-1	【アウトプット指標】			
<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し) 【28年度重点的目標管理事業】</p> <p>&lt;事業概要&gt; 1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)</p> <p>(担当:労働基準局労働条件政策課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成26年度目標件数(238件)以上とする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)について、平成27年度予算における想定件数の7割(600件)以上とする。</p> <hr/> <p>27年度実績</p> <p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数:143件 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数:14件</p>	<p>「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」が未達成であった主な原因としては、申請件数は230件、申請金額ベースでは1億8,800万円と予算額1億9,200万円の約98%に相当する申請があったが、承認申請後申請の取下げ等により支給に至らなかったケースがあったことなどが考えられる。また、事業主に対する周知等について、本助成金の活用によるメリットが伝わりやすい内容とする余地があったものと考えられる。</p> <p>「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」が未達成であった主な原因としては、平成27年2月13日の労働政策審議会建議において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、労働基準法改正法案の成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当とされていたが、現段階では、特例措置の縮小について具体的な時期が未定である。このため、事業主に所定労働時間短縮のインセンティブが働かないことから、申請が伸びなかったことなどが考えられる。</p>	<p>「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」、「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」ともに、中小企業事業主における利用促進を図るため、事業主に対する周知等において、前年度に引き続き、関係団体に対し活用促進のための周知依頼等を積極的に行うとともに、関係団体の機関誌における掲載内容等について本助成金の活用につながるような内容とするなどの工夫を行う。また、平成27年度の執行実績を踏まえて、所要の予算要求を行う。</p>	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)</p> <p>①助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。 ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)</p> <p>①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下にする。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)</p> <p>①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成27年度目標件数(238件)以上とする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数を平成27年度目標件数(600件)以上とする。 3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成28年度予算における想定件数の7割(550件)以上とする。</p>

○ 27年度実績評価:B評価の事業

28番号:66-2	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:72-2	【アウトプット指標】			
<p><u>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進</u> (テレワーク普及促進等対策) <b>【28年度重点的目標管理事業】</b></p> <p>&lt;事業概要&gt; ①テレワーク・セミナー等 ②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント ③テレワークモデル実証事業 ④職場意識改善助成金(テレワークコース)</p> <p>(担当:労働基準局勤労者生活課、雇用均等・児童家庭局)</p>	<p>27年度目標</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数を前年度実績に対し2倍以上に増加させる。</p> <hr/> <p>27年度実績</p> <p>③平成26年度38件に対し、平成27年度は39件であった。</p>	<p>テレワークコース助成金については、助成金の支給内容に比して支給申請のための計画の作成・実施の手續に手間がかかること、周知広報の不足による助成金の認知度が不足していたことが考えられる。</p>	<p>①申請書類の見直しによる手續の簡略化及び相談センターにおける丁寧な相談対応により計画の作成や実施に係る申請者の負担の軽減を図るとともに、②助成金に係るリーフレット・ポスターの内容の見直し及び企業向けセミナー等の場を活用した更なる周知広報により助成金活用の拡充を図る。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b></p> <p>① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を70%以上とする。</p> <p>③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。</p> <hr/> <p><b>【アウトプット指標】</b></p> <p>① テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を1400件以上とする。</p> <p>② テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。(平成27年度は5箇所で開催、平成28年度も同様)</p> <p>③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数につき前年度実績を上回ることとする。</p>

○ 27年度実績評価:C評価の事業

28番号:16	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:17				
<p>長期家族介護者に対する援護経費</p> <p>&lt;事業概要&gt; 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。</p> <p>(担当:労働基準局 労災管理課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とする、または、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。</p> <p>【アウトプット指標】 申請のあったものについて迅速・適正に処理する。</p>	<p>支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが2件あったが、申請者にその旨を連絡していなかったため。</p>	<p>支給決定までに要する期間が1ヶ月を僅かに超過した2件について、申請者にその旨を連絡しなかった。処理期間に1ヶ月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、担当者から処理状況等を申請人に支給決定に要すると予想される期間及び当該機関を要する理由を連絡するよう、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現に努める。</p>	<p>【アウトカム指標】 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とする、または、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。</p>
	<p>27年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが2件あったが、申請者にその旨を連絡していなかった。</p> <p>【アウトプット指標】 申請から決定までに1ヶ月以内としたものの割合が93.5%(申請31件、1ヶ月以内に決定した件数29件)であり、全体として迅速・適正に処理することができた。</p>			<p>【アウトプット指標】 申請のあったものについて迅速・適正に処理する。</p>

○ 27年度実績評価:C評価の事業

28番号:-	未達成の指標	理由	改善事項	28年度目標
27番号:26				
<p>労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究</p> <p>&lt;事業概要&gt; 業界団体等から構成される「専門検討委員会」を設け、小売業等に係る事業場や労働者を対象として、労働災害の防止に有効な安全装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し、報告書に取りまとめる。ニーズ調査に当たっては、実作業に基づく労働災害の防止に有効な安全装置等に関するアンケート等による情報収集等を行う。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部計画課)</p>	<p>27年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 小売業等で多発している「転倒災害」「墜落・転落災害」「切れ・こすれ災害」それぞれの類型に対応した安全装置、保護具等を事業場で活用する際の要件等について検討会でとりまとめる報告書に盛り込む。</p> <p>【アウトプット指標】 災害防止対策について周知を図るため、報告書を踏まえ、「転倒災害」、「墜落・転落災害」、「切れ・こすれ災害」防止に係るリーフレットを作成し、印刷可能な電子媒体を都道府県労働局に送付する。</p> <p>27年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 当該委託事業について、入札を行ったものの不調になり、事業を実施できなかった。なお、平成26年度の成果を取りまとめたものを第三次産業における指導の参考として、各都道府県労働局へ情報提供を行うことを予定している。</p> <p>【アウトプット指標】 当該委託事業について、入札を行ったものの不調になり、事業を実施できなかった。なお、平成26年度の成果を取りまとめたものを第三次産業における指導の参考として、各都道府県労働局へ情報提供を行うことを予定している。</p>	<p>当該委託事業について、入札を行ったものの不調になり、事業を実施できなかった。</p>	<p>平成28年度は当該事業を廃止する。</p>	<p>【アウトカム指標】 -</p> <p>【アウトプット指標】 -</p>